## 第68号議案

府中市国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 8 月 3 0 日

提出者 府中市長 高 野 律 雄

## (説明)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

## 府中市国民健康保険条例の一部を改正する条例

府中市国民健康保険条例(昭和34年3月府中市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第15条中「法」を「国民健康保険法(昭和33年法律第192号。次条において「法」という。)」に、「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を「又は虚偽の届出をした場合」に改める。

付 則

(施行期日)

- この条例は、令和6年12月2日から施行する。
  (経過措置)
- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(令和6年政令第260号)第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(	は、	改正部分)
(	101	

新

ΙF

第15条 市は、世帯主が国民健康保険法(昭和33年法 (本第192号。次条において「法」という。)第9条第1 項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の 届出をした場合においては、その者に対し10万円以下 の過料を科する。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。 (経過措置)
- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(令和6年政令第260号)第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第15条 市は、世帯主が法第9条第1項若しくは<u>第9項</u> の規定による届出をせず、<u>若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合</u>においては、その者に対し10万円以下の過料を科する。